（工事安全推進室の所掌事務）

第百十六条の二　工事安全推進室は、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務（特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百十六条の三　（略）

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　地籍調査に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

八　国土調査法第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

九　復興法第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

十　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官六百六十七人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官六十六人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十四人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官百三十二人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官六十九人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官五十七人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官九十二人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十五人を置く。

2　（略）

（新設）

第百十六条の二　（略）

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

七　（略）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官六百二十五人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官六十四人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十三人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官百五十五人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官六十八人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官五十四人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官九十一人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十三人を置く。

2　（略）